

発足二〇周年記念

沖繩登記関係法令集

布告・布令を中心として

那覇地方務局

目次

第一編 布告・布令等の解釈について

○ 法令の解釈について

(一九五一・六・一四 琉球列島米国民政府沖縄民政官府より沖縄群島議会議長宛)……………一

第二編 米国大統領令及び極東軍総指令部指令

○ 琉球列島の管理に関する行政命令

(一九五七・六・五 行政命令・一〇七一三号)……………三

○ 琉球列島米国民政府に関する指令

(宛 琉球軍司令官 発 極東軍総指令部 日附 一九五二・四・三〇)……………九

第三編 土地等関係法令

一 布告・布令・指令・命令……………一五

○ 財産の管理……………一五

○ 土地所有権関係資料蒐集に関する件……………一七

○ 公共用に供する土地の取得……………一八

○ 琉球財産の管理……………一九

(一九四五年月日不詳・米国海軍軍政府布告第七号)……………一五

(一九四六・二・二八・琉球列島米国海軍軍政本部指令第一二二号)……………一七

(一九四七・一〇・七・琉球列島米国軍政府特別布告第二二号)……………一八

(一九四八・四・七・琉球列島米国軍政本部指令第一九号)……………一九

○ 土地所有権認定証明中央委員会	(一九五〇・二・一)	琉球列島米国民政府本部指令第一号	三
○ 建築及び耕作制限	(一九五〇・二・一)	琉球列島米国民政府本部指令第二号	三
○ 土地所有権証明	(一九五〇・四・一四)	琉球列島米国民政府本部特別布告第三六号	三
○ 土地所有権について	(一九五一・四・一六)	琉球列島米国民政府特別布告第四号	三
○ 土地所有権	(一九五一・六・一三)	琉球列島米国民政府布告第八号	三
○ 一九五一琉球列島米国民政府布告第八号 (土地所有権) 改正			三
○ 土地の埋立て	(一九五二・四・七)	琉球列島米国民政府布告第一六号	三
○ 土地収用令	(一九五三・三・三〇)	琉球列島米国民政府布告第一〇六号	三
○ 非琉球人による土地の恒久的権利取得の規制	(一九五三・四・三)	琉球列島米国民政府布告第一〇九号	三
○ 所有者不明土地の登記	(一九五四・九・二八)	琉球列島米国民政府布告第一三九号	三
○ 市町村非細分土地の登記	(一九五四・一・九)	琉球列島米国民政府布告第一四一号	三
○ 米国占有土地に関する諸登記	(一九五五・六・九)	琉球列島米国民政府布告第一四六号	三
○ 琉球列島内の土地に対する米国の権利に関する書類の登記について	(一九五六・三・二一)	琉球列島米国民政府指布令第一五四号	三
○ 米合衆国土地収用令	(一九五六・五・一〇)	琉球列島米国民政府指布令第五号	三
○ 賃借権の取得について	(一九五七・二・二三)	琉球列島米国民政府布告第一六四号	三
○ 米国が権利を保有又は取得する土地に関する登記について	(一九五九・二・一二)	高等弁務官布告第二〇号	三
	(一九五九・七・一四)	米国民政府指令第三号	三

二 立法・規則・告示・訓令・通達

○ 沖縄群島土地台帳条例	(一九五一・七・二〇)	条例第三八号	五
○ 所有者不明土地登記取扱規程	(一九五四・一・一七)	訓令第二二二号	六
○ 市町村非細分土地登記取扱規程	(一九五五・七・一二)	訓令第一四号	六
○ 市町村非細分土地登記について	(一九五五・八・一七)	法民第二四〇号法務局長通達	六
○ 土地調査法	(一九五七・一・一四)	立法第一〇五号	六
○ 土地調査法施行規則	(一九五八・八・一五)	規則第五三三号	七
○ 土地調査法による不動産登記に関する規則	(一九六一一年規則第五九号)		七
○ 地籍調査作業規程 (抄)	(一九六二年規則第三六号)		七
○ 公有水面埋立法 (抄)	(一九六三年規則第一一号)		七
○ 不動産登記法の一部改正等に伴う登記事務の取扱について (基本通達)	(一九六二・八・一七)	立法第七九号	八
○ 登記簿及び台帳の一元化までの事務取扱について	(一九六四・八・五)	法民第七八三号通達	八
○ 登記簿・台帳一元化実施要領	(一九六四・八・五)	法民第七八八号通達	九
○ 登記事務再開と登記所の開設	(一九五一・六・二〇)	沖縄群島告示第一九号	三
○ 登記の回復申請及び囑託	(一九五一・六・二〇)	沖縄群島告示第二〇号	三
○ 各種法人登記の回復申請等	(一九五六・四・三)	告示第八一号	三
○ 民法の一部を改正する立法の施行に伴う登記事務の取扱について	(一九五七・二・四)	法民第一一号法務局長通達	三
○ 土地所有権確認手続について	(一九六一・五・八)	法民第三三六号法務局長通達	三

三 その他の関係参考法規

- 米国海軍々政府布告 (一九四五年月日不詳・米国海軍政府布告第一号) 一三〇
- 琉球政府章典 (一九五二・二・二九・布令第六八号) 一三一
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 (昭和二七・五・一五・法律第一四〇号) 一三六
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 (抄) (昭和三五・六・二三・条約第七号) 一四四
- 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律 (昭和四六・一・二一・三一・法律第一三二号) 一四六
- 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律施行令 (抄) (昭和四七・四・二七・政令第八九号) 一五〇

第四編 通貨に関する法令

- 紙幣両替・外国貿易及金銭取引 (一九四六・三・二五・米国海軍政府特別布告第七号) 一五二
- 貨幣、両替、外国貿易及金銭取引 (一九四六・八・二四・米国軍政府特別布告第一号) 一五三
- 特別布告第一一号の改正法定貨幣に関する件 (一九四七・八・八・米国軍政府特別布告第二二号) 一五五
- 通貨の交換と新通貨発行 (一九四八・六・二八・米国軍政本部特別布告第二九号) 一五五

- 琉球人民に告ぐ (一九四八・六・二八・米国軍政本部) 一五七
- 標準通貨の確立 (一九四八・七・二〇・米国軍政府特別布告第三〇号) 一五八
- 琉球列島に於ける軍のB円交換率 (一九五〇・四・一二・琉球列島米国軍政本部布令第六号) 一五九
- 通貨 (一九五八・九・一五・高等弁務官布令第一四号) 一六三
- アメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換比率を定めた件 (昭和四七・五・一三・大蔵省告示第五九号) 一六三

第五編 行政組織に関する法令

- 沖縄民政府創設に関する件 (一九四六・四・二二・南西諸島米国海軍軍政本部指令第一五六号) 一六五
- 先島群島行政に関する件 (一九四六・五・一一・南西諸島米国海軍軍政府指令第六号) 一六六
- 群島政府機構に関する法 (抄) (一九五〇・八・四・琉球列島軍政府本部A P O三三二軍政府布令第二二号) 一六八
- 臨時中央政府の設立 (一九五一・四・一・琉球列島米国民政府布告第三号) 一七五
- 琉球政府の設立 (一九五二・二・二九・米国民政府布告第一三三号) 一七七
- 群島政府職能の終止 (一九五二・三・一五・琉球列島米国民政府布令第六九号) 一七九

第六編 沖縄の復帰に伴う法律・政令・通達等

- 一 法律 一八二
- 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (抄) 一八二

二 政令	一八二
------	-------	-----

○ 沖縄の復帰に伴う法務省関係法令の適用の特別措置に関する政令 (抄)	(昭四七・四・二七・政令第九五号)	一八三
○ 沖縄の復帰に伴う経済企画庁関係法令の適用の特別措置に関する政令	(昭和四七・四・二八・政令第一〇一号)	一八五
○ 沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (抄)	(昭和四七・四・二八・政令第一〇七号)	一八七
○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (抄)	(昭和四七・四・二八・政令第一一五号)	一八八
○ 沖縄の復帰に伴う琉球政府の権利義務の承継等に関する政令 (抄)	(昭和四七・五・一・政令第一四九号)	一八八
○ 沖縄の復帰に伴う農林省関係法令の適用の特別措置等に関する政令 (抄)	(昭和四七・五・一・政令第一五八号)	一八九

三 通達等

○ 沖縄の復帰に伴う本土における商業登記事務の取扱いについて	(昭四七・四・二七・民事四発第二四〇号・法務局長・地方法務局長あて民事局第四課長依命通知)	一九一
--------------------------------	---	-------	-----

○ 沖縄の復帰に伴う民事行政事務の取扱いについて (基本通達・抄)	(昭四七・五・一五・民事甲第一七八三号・那覇地方法務局長あて民事局長通達)	一九二
○ 復帰後における不動産登記事務の取扱いについて	(昭四七・五・一五・民事三発第四四一号・那覇地方法務局長あて民事局第三課長依命通知)	一九五
○ 沖縄の復帰に伴う商業法人登記事務の取扱いについて	(昭四七・五・一五付・民事四発第二七七号・那覇地方法務局長あて民事局第四課長依命通知)	二〇一

付録 機構図等

○ 琉球政府発足当初の機構図	二〇三
○ 登記所機構の変遷図	二〇四
○ 登記所における登記簿・台帳の一元化期日等一覧表	二〇六